
規 則

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第38号

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

高知県消費生活協同組合法施行細則（平成22年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「又は第81条から第83条まで」を削り、「又は従たる事務所に係る」を「の移転の」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則